

第2 災害対策体制

1	国の体制	1
(1)	各府省庁等の対応	1
(2)	主な対応状況	2
2	道の体制	6
(1)	配備体制	6
(2)	災害対策本部設置状況等	10
(3)	自衛隊等への災害派遣要請	13
3	市町村の体制	15
(1)	災害対策本部等の設置状況	15
(2)	避難指示(緊急)の発令状況	20
(3)	避難勧告の発令状況	20
(4)	避難所の設置状況	21
4	各種法令の適用	31
(1)	災害救助法の適用	31
(2)	激甚災害の指定	32
(3)	被災者生活再建支援法の適用	41

第2

災害対策体制

第2 災害対策体制

1 国の体制

(1) 各府省庁等の対応

地震発生（平成30年9月6日3時7分頃）後、直ちに官邸危機管理センターに緊急参集チームを招集し、総理指示を踏まえ、被害情報の収集にあたり、同日6時10分には現地の被害状況を把握するため内閣府情報先遣チームを北海道庁へ派遣した。その後、関係閣僚会議や関係省庁災害対策会議を連日開催し、被害状況の把握や政府としての対応を共有、確認した。発災当日には関係省庁及び関係地方公共団体相互の緊密な連携を図るため政府現地連絡調整室を北海道庁内に設置し、大規模停電により生じた様々な課題に対し、北海道と関係省庁が緊密に連携して対応するための体制を整えた。

(2) 主な対応状況

日 時	対 応 経 過
9月 6日 3:09 3:10 6:10 7:37 18:00 23:00	官邸対策室設置 総理指示 1 早急に被害状況を把握すること。 2 地方自治体とも緊密に連携し、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと。 3 被害の拡大防止の措置を徹底すること。 内閣府情報先遣チーム 北海道庁へ出発 関係閣僚会議(第1回) 関係閣僚会議(第2回)(以後、9月28日まで計9回開催) 政府現地連絡調整室設置(北海道庁内)(9月28日閉鎖)
9月 6日	道が179市町村に災害救助法の適用を決定(適用日:9月6日)
9月 7日	プッシュ型支援調整会議設置(以後、9月21日までプッシュ型による物資支援実施)
9月 9日	安倍総理大臣による北海道現地視察
9月10日	予備費の使用を閣議決定(約5.4億円) 関係省庁災害対策会議(以後、9月20日まで計5回開催)
9月13日	激甚災害への指定見込みを公表(第1弾)
9月14日	道が札幌市、北広島市、勇払郡厚真町に被災者生活再建支援法の適用を決定(発生日:9月6日)(9月26日:道内全域に適用を決定)
9月19日	小此木内閣府特命担当大臣(防災)を団長とする政府調査団を北海道に派遣
9月21日	激甚災害への指定見込みを公表(第2弾)
9月28日	激甚災害の指定を閣議決定(28日閣議決定、10月1日公布、施行) 関係閣僚会議において、支援策を決定 予備費の使用を閣議決定 (約153億円 ※台風第21号に対する支援も含む)
10月17日	山本内閣府特命担当大臣(防災)による現地視察(北海道)
11月 7日	平成30年北海道胆振東部地震への対応(1,188億円)を含む、平成30年度一般会計補正予算(第1号)成立

第2 災害対策体制

ア 激甚災害の指定

平成30年北海道胆振東部地震を激甚災害として、公共土木施設、農地等の災害復旧事業等については地域を限定せずに、中小企業の災害関係保証についての措置は厚真町、安平町及びむかわ町が対象として指定された。

イ 公共土木施設等の災害復旧事業の迅速化

(ア) 「大規模災害時の災害査定効率化」の事前ルールを適用し、机上査定限度額の引上げ、現地において決定できる金額の引上げ、設計図書の簡素化により被災自治体の災害査定に要する業務や期間等を縮減。

(イ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE：テックフォース）等は応急措置及び復旧工法等の指導・助言を行った。

また、地方公共団体における災害応急復旧に係る技術的支援（円滑な施工確保に関する相談窓口の設置、技術者の派遣、調達制度の指導、関係団体との調整等）を実施。

(ウ) 測地基準点の復旧測量（再測量）を実施し、復旧・復興事業に必要な正確な位置情報を迅速に提供するとともに、円滑かつ効率的な災害査定・罹災証明等の実施に資するため、関係機関の要望を踏まえつつ、詳細かつ広域的に被災状況を把握することのできる空中写真の撮影を緊急的に実施。

ウ 大規模な山腹崩壊等への緊急対応

大規模な山腹崩壊に伴い発生した河道閉塞について、監視態勢を確保するとともに、災害関連事業により緊急的な対策を迅速に進め、また、他の溪流及び山腹については、残存する不安定土砂の流出による二次災害の懸念があるため、緊急的な対策が必要な場合には、技術的な支援等を行うこととした。

なお、大規模な山腹崩壊により大量の土砂が流入した厚真ダムについては、自衛隊の協力を得て、倒木撤去等の応急処置を実施した。

エ 廃棄物、がれき、土砂の処理

今般の災害によって生じた廃棄物、がれき、土砂の収集・運搬・処分、被災した廃棄物処理施設の復旧を行う市町村等に対して的確に財政支援を行った。

また、まちなかに堆積した廃棄物、がれき、土砂を迅速に撤去し、被災者の方々の生活や生業の早期再建につなげるため、国土交通省と環境省が連携して、撤去に関連する支援制度を一体的に運用するほか、被害の大きい地区での関係府省のリエゾン等による技術支援、手続きの簡素化や自治体の実質的な負担軽減などを実施することにより、廃棄物、がれき、土砂の迅速な撤去を図った。

オ 被災者支援の円滑な実施

避難所の運営、炊き出しや飲料水の供給等の応急救助を行い、また、生活支援物資の緊急海上輸送及び船舶を活用した被災者支援を実施するほか、自衛隊による災害派遣活動等を通じ、入浴、給水支援などを実施した。

さらに、今般の災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の速やかな支給及び生活再建のための災害援護資金の貸付けを実施。

カ 被災住宅や応急仮設住宅への支援

(ア) 被災者が利用可能な応急的な住まい（公営住宅、UR賃貸住宅等）に関する情報を被災者に一元的に提供。

(イ) 応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理等の応急救助を実施。

(ウ) 今般の災害により住宅を失った方の恒久的な住まいの確保のため、災害公営住宅を整備。

(エ) 地盤の液状化等による宅地被害に対しては、上記の応急的な住まいの確保に向けた取組とともに、地盤調査等による原因究明、二次災害防止のための応急復旧を実施。

また、地盤調査等の結果をもとに、できる限り早期に恒久的な地盤強化対策を行う。

(オ) 上記の復旧・復興の取組を行う地方公共団体に対し、被災状況に応じた的確な財政支援と、国・独立行政法人の専門職員の派遣等による技術支援を実施。

キ 被災者の生活の再建に向けたその他支援

(ア) 住居が全壊した世帯等に対して最大 300 万円の被災者生活再建支援金を支給することにより生活基盤の再建を支援。

(イ) 生活福祉資金貸付については、貸付対象を低所得世帯等から被災世帯に拡大して当座の生活費等の貸付けを行うとともに、償還期限を最大2年まで延長する等の貸付条件の緩和などの特例措置を実施。

(ウ) 被災者が住宅を建設・購入又は補修をする場合、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を活用し、低利の融資を実施。

また、被災の影響により、住宅ローン等の既往債務を返済できなくなった被災者について、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を活用した債務整理を円滑に進めることにより、生活再建に向けた動きを後押し。

(エ) 被災者等に対する心のケアについて、被災地のニーズ等を把握した上で、必要な支援を検討するとともに、被災した児童生徒等に対して、カウンセリング等の心のケアや修学・学習等の支援を実施。

ク 電力の全面復旧やエネルギー供給等の強靱化

(ア) 大規模停電の発生要因や再発防止策等について、電力広域的運営推進機関に設置した第三者委員会で技術的な検証を実施。

(イ) 電力需要が高まる冬に向けて、11月にも冬の電力の需給対策や電力インフラの緊急点検も踏まえた対策パッケージを取りまとめ、対応。

(ウ) 停電時の被災者に寄り添った情報発信の在り方について、速やかに検証を行い、今後の災害時対応へ反映。

第2 災害対策体制

(エ) 省電力設備の導入や分散電源として利用可能な再生可能エネルギー供給体制強化を支援。

(オ) 自家用発電設備の設置やタンク大型化への支援や自家用発電設備を備えた「住民拠点SS」の整備、燃料供給インフラの強靱化など実施。

ケ 中小企業・小規模事業者への支援

(ア) 事業継続に悪影響が及ぶ小規模事業者が販路開拓に取り組み、事業再建を目指すよう、設備導入、店舗改装から広告宣伝までを幅広く支援する措置を北海道の全域で被害を受けている事業者に対して緊急的に実施。

また、被害の実態に応じて、中小企業・小規模事業者の事業継続に支障が生じることのないよう、北海道全域を対象に日本公庫による災害復旧貸付の金利を0.9%引き下げ。

(イ) 信用保証については、北海道全域を対象に一般保証に加えてセーフティネット保証4号を実施するとともに、厚真町、安平町及びむかわ町について、これに加えて更に災害関係保証を実施。

また、個別の事業者等が行う販路開拓等の取組（風評被害対策、地域コンテンツのブランディング・マーケティング等）について、事業者等の抱える課題に寄り添った相談対応や専門家派遣を拡充。

(ウ) 経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に生じている影響を最小限とするため、下請事業者へ一方的な負担の押しつけをすることのないよう、また、できる限り従来の取引関係を継続するよう、親事業者へ要請。

(エ) 外国為替及び外国貿易法に基づく輸出許可又は承認証、輸入承認等の紛失者への再交付や、有効期間内に許可証等の有効期限の延長申請ができなかった場合であっても、その延長申請を受理する等の措置を実施。

コ 地域の雇用対策

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等により従業員の雇用を維持した場合に支給する雇用調整助成金について、受給要件を緩和し、また、雇用保険の基本手当（失業手当）について、労働者が被災した事業所を一時離職する場合についても支給。

サ 農林漁業者等への支援

(ア) 被災した山林の早期復旧及び山地被害の発生の危険性が高い地区の事前防災・減災対策に向けた治山施設や森林の整備、被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の復旧・整備を支援。

(イ) 酪農等の畜産への対策として、乳房炎対策、畜舎の補改修、家畜導入及び不足する粗飼料の購入等を支援。

(ウ) 被害果樹の植替えや植替えに係る収益の無い期間に要する肥料代・農薬代等の経費、被災に伴い追加的に必要となる農薬・肥料、種子・種苗の購入、被災し

ていない他の集出荷施設へ農産物を輸送する経費等を支援する。

- (エ) 農業水利施設等の復旧と併せて行う水管理・維持管理の省力化や長寿命化対策、防災減災対策等の取組を支援。
- (オ) 漁港施設の復旧を進めるとともに、岸壁等の耐震化など必要となる対策へ支援。
- (カ) 被災農林漁業者等の災害関連資金を措置するとともに、農業共済金等の早期支払を実施。

シ 北海道の観光復興と北海道産品の販路開拓に向けた支援

- (ア) 災害等の非常時においても外国人旅行者が安心して日本を旅行できるよう、「非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のための緊急対策」（平成30年9月28日観光戦略実行推進会議決定）に基づき、コールセンターやアプリ機能の強化、鉄道・空港施設における多言語対応の強化など情報提供体制を抜本的に強化。
- (イ) SNSやメディア等を通じ、被災地域における観光地としての魅力と正確な被災地情報を発信するとともに、航空会社・旅行会社による割引商品販売のプロモーション支援や、被災地域での観光客の消費拡大に向けて、自治体やJETRO等と連携し、被災地域の観光関連消費コンテンツのプロモーションと地域ブランディングへの支援を実施。
- (ウ) 風評被害の払しょくに向けて、外国人旅行者も含めた北海道全域の観光需要を迅速に喚起するため、10月1日より、旅行商品や宿泊料金の低廉化（最大70%、上限2万円／泊）を支援。
- (エ) JETROや中小機構等の関係機関と連携して、国内外の量販店（ショッピングモール、コンビニ含む）・ECサイト等の協力を得て、北海道フェアなどを実施するほか、国内外で行われる展示会・見本市等における北海道産品PR、北海道にバイヤー招聘した商談会の開催など、被災地企業・産品の販路拡大を図る。また、展示会・見本市や商談会等において、地域の復旧・復興状況をPRするセミナーなどを実施。
- (オ) 新輸出大国コンソーシアムの専門家による被災地企業の輸出の取組をサポート。

2 道の体制

(1) 配備体制

災害応急対策を実施するため、9月6日午前3時9分に道災害対策本部（本部長：知事）を設置するとともに、全振興局と東京事務所に災害対策地方本部を設置し、同日3時17分には、知事が災害対応担当部局のトップである危機管理監に対し、被害情報の把握と人命最優先の初動対応に万全を期すよう電話にて指示を行った。

また、非常招集基準に基づき、危機対策局をはじめとする各部局の職員が登庁し、災害情報の収集等を開始した。

同日4時には本庁舎地下1階危機管理センターに道災害対策本部指揮室を設置し、

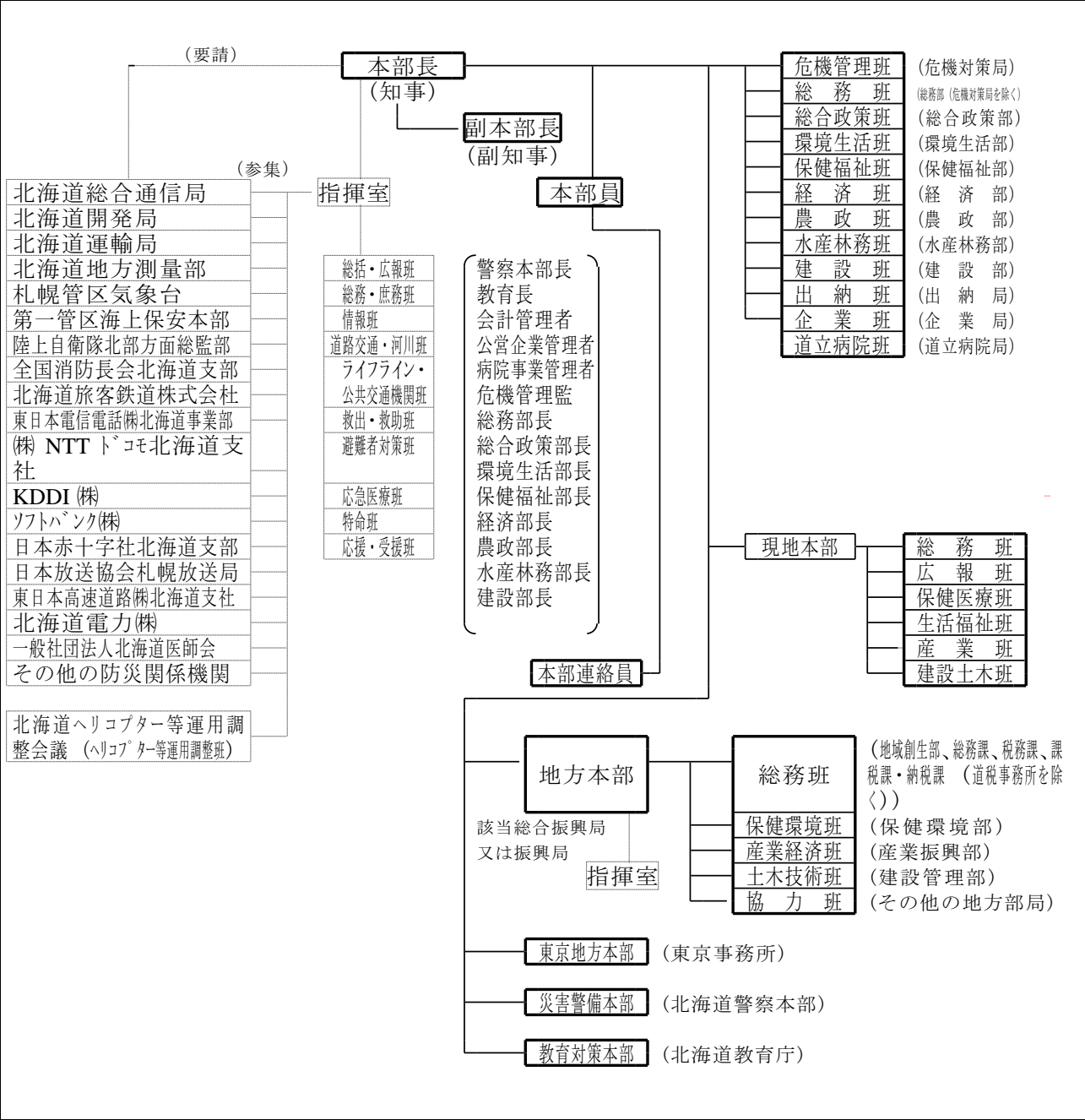
第2 災害対策体制

道の担当職員のみならず、自衛隊や道警察、札幌市消防局などの道内の防災関係が参集し救助救出活動など初動対応の体制を早急に整えた。

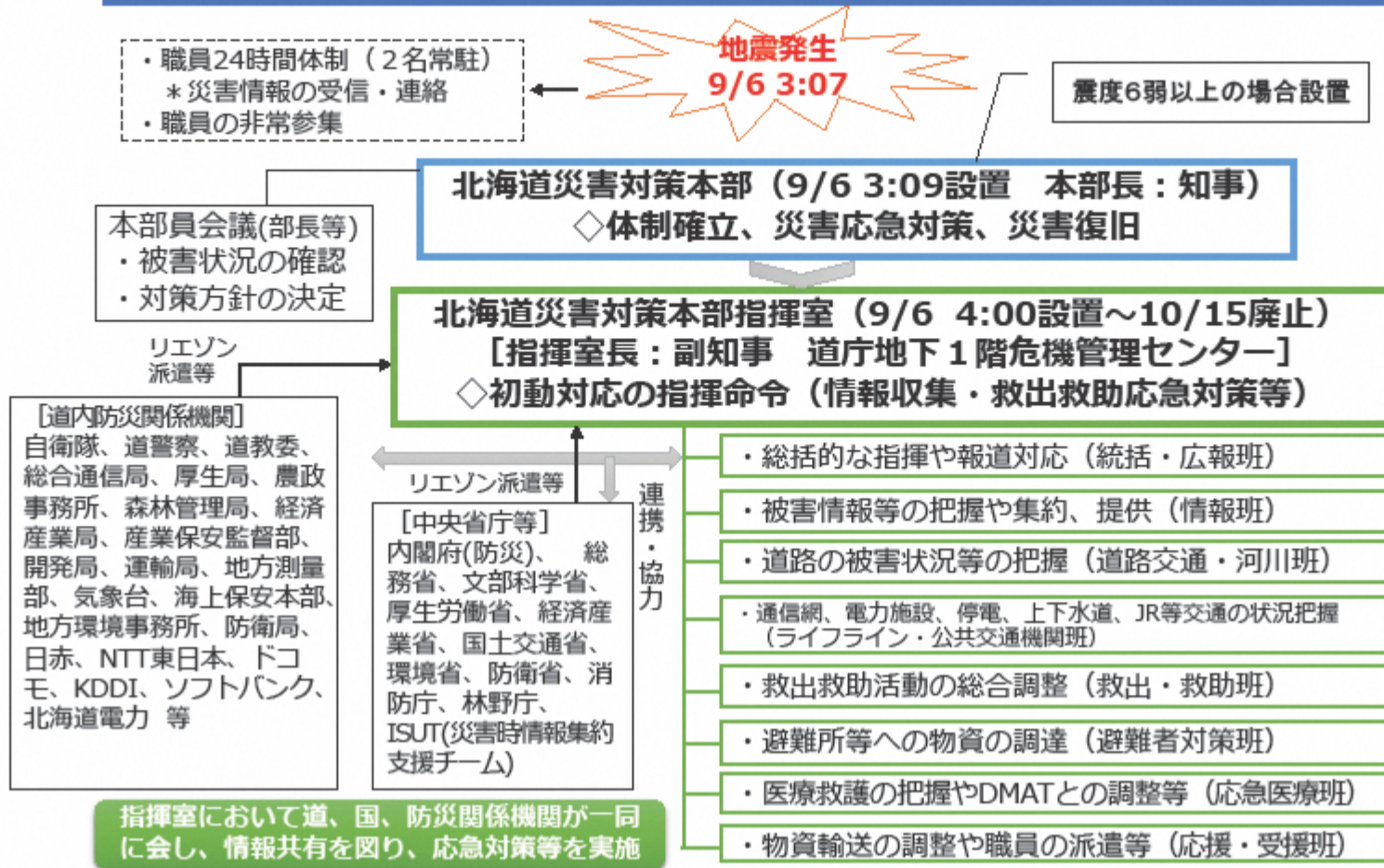
道災害対策本部指揮室は、副知事(危機対策に関することを所掌)を指揮室長として、庁内関係部局の要員ほか、道内関係機関、内閣府や総務省、経済産業省など中央省庁からの派遣職員、東北を中心とした他県からのリエゾンや応援職員が多数参集し、最大約200名を超える態勢で連日災害対応にあたった。

災害対策本部設置基準(第3非常配備体制)	
1	道内に震度6弱以上の地震が発生したとき
2	本道沿岸に大津波警報が発表されたとき
3	道内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき

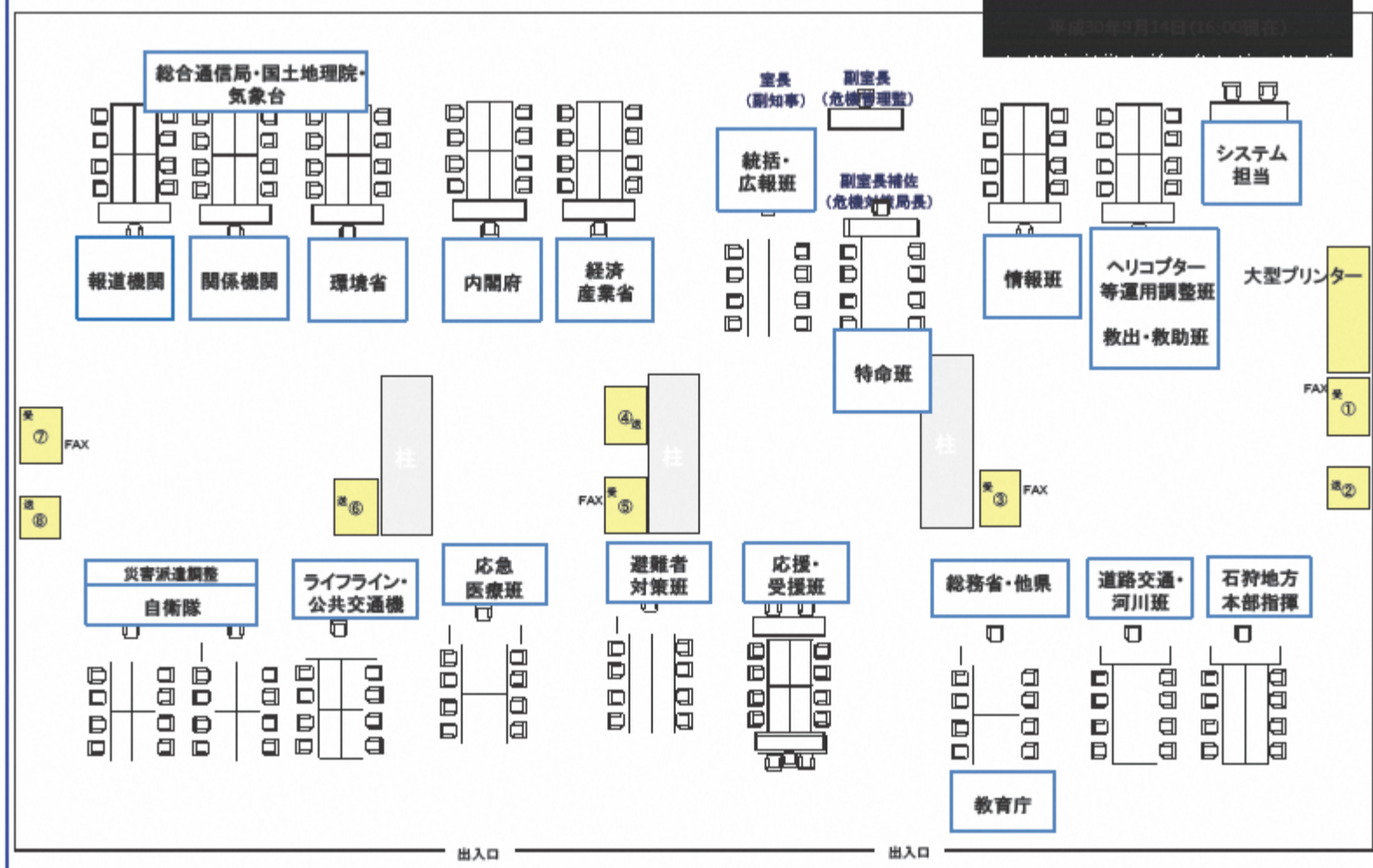
○ 北海道災害対策本部及び同指揮室組織図



北海道災害対策本部（指揮室）の対応



北海道災害対策本部指揮室（危機管理センター） 配席図



(2) 災害対策本部設置状況等

ア 災害対策本部設置状況

		組織名	設置日時	廃止日時
本部	本庁	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策本部	9/6 3:09	12/28 17:30
地方 本部	空知	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策空知地方本部	9/6 3:09	9 /20 17:00
	石狩	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策石狩地方本部	9/6 3:09	12/28 17:30
	後志	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策後志地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	胆振	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策胆振地方本部	9/6 3:09	12/28 17:30
	日高	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策日高地方本部	9/6 3:09	9 /21 17:00
	渡島	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策渡島地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	檜山	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策檜山地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	上川	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策上川地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	留萌	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策留萌地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	宗谷	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策宗谷地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	オホーツク	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策オホーツク地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	十勝	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策十勝地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	釧路	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策釧路地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	根室	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策根室地方本部	9/6 3:09	9 /14 15:00
	東京 事務所	平成30年北海道胆振東部地震に係る 災害対策東京地方本部	9/6 3:09	12/28 17:30

第2 災害対策体制

イ 本部員会議開催状況

回数	日時	状況報告
第1回	9月6日(木) 7:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の状況 札幌管区气象台 ・全体報告 危機管理監 ・本部員報告 建設部長、胆振総合振興局長 ・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、 北海道開発局、北海道電力(株) ・対策指示 本部長(知事)
第2回	9月6日(木) 15:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の状況 札幌管区气象台 ・停電の状況 北海道電力(株) ・全体報告 危機管理監 ・本部員報告 関係部長、胆振総合振興局長 ・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、北海道開発局 ほか ・対策指示 本部長(知事)
第3回	9月7日(金) 16:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の状況 札幌管区气象台 ・停電の状況 北海道電力(株) ・全体報告 危機管理監 ・本部員報告 関係部長、胆振総合振興局長 ・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、北海道開発局 ほか ・対策指示 本部長(知事)
第4回	9月8日(土) 16:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の状況 札幌管区气象台 ・停電の状況 北海道電力(株) ・全体報告 危機管理監 ・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長 ・国の機関 内閣府、経済産業省、厚生労働省、防衛省 ・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、 北海道開発局、北海道総合通信局ほか ・対策指示 本部長(知事)
第5回	9月9日(日) 17:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の状況 札幌管区气象台 ・停電の状況 北海道電力(株) ・札幌市の状況 札幌市 ・全体報告 危機管理監 ・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長 ・国の機関 内閣府、経済産業省、厚生労働省、防衛省、

回数	日時	状況報告
		<p>環境省</p> <p>・関係機関 北海道警察本部、札幌市消防局、陸上自衛隊、北海道開発局、北海道総合通信局ほか</p> <p>・対策指示 本部長(知事)</p>
第6回	9月10日(月) 17:30～	<p>・地震等の状況 札幌管区気象台</p> <p>・停電の状況 北海道電力(株)</p> <p>・全体報告 危機管理監</p> <p>・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長</p> <p>・国の機関 内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、環境省</p> <p>・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、ほか</p> <p>・対策指示 本部長(知事)</p>
第7回	9月11日(火) 17:00～	<p>・地震等の状況 札幌管区気象台</p> <p>・停電の状況 北海道電力(株)</p> <p>・全体報告 危機管理監</p> <p>・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長</p> <p>・札幌市の状況 札幌市</p> <p>・国の機関 内閣府、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省</p> <p>・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、ほか</p> <p>・対策指示 本部長(知事)</p>
第8回	9月13日(木) 17:30～	<p>・地震等の状況 札幌管区気象台</p> <p>・停電の状況 北海道電力(株)</p> <p>・全体報告 危機管理監</p> <p>・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長</p> <p>・札幌市の状況 札幌市</p> <p>・国の機関 内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省</p> <p>・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、ほか</p> <p>・対策指示 本部長(知事)</p>
第9回	9月16日(日) 17:45～	<p>・地震等の状況 札幌管区気象台</p> <p>・停電の状況 北海道電力(株)</p> <p>・全体報告 危機管理監</p> <p>・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長</p> <p>・札幌市の状況 札幌市</p>

第2 災害対策体制

回数	日時	状況報告
		<ul style="list-style-type: none"> ・国の機関 内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、防衛省 ・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、ほか ・対策指示 本部長(知事)
第10回	9月19日(水) 17:30～	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の状況 札幌管区気象台 ・停電の状況 北海道電力(株) ・全体報告 危機管理監 ・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長 ・札幌市の状況 札幌市 ・国の機関 内閣府、総務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、環境省 ・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、ほか ・対策指示 本部長(知事)
第11回	9月26日(水) 17:40～	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の状況 札幌管区気象台 ・停電の状況 北海道電力(株) ・全体報告 危機管理監 ・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長 ・札幌市の状況 札幌市 ・国の機関 内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省、環境省 ・関係機関 北海道警察本部、陸上自衛隊、ほか ・対策指示 本部長(知事)
第12回 ※	10月5日(金) 18:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・地震等の状況 札幌管区気象台 ・全体報告 危機管理監 ・本部員報告 関係部長、北海道警察本部長、関係(総合)振興局長 ・関係機関 陸上自衛隊、ほか ・対策指示 本部長(知事)
第13回	11月1日(水) 17:40～	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等 危機管理監 ・本部員報告 関係部長、関係(総合)振興局長 ・対策指示 本部長(知事)

※ 第12回は台風25号に係る北海道災害対策本部員会議とあわせて開催

(3) 自衛隊等への災害派遣要請

ア 自衛隊

平成30年9月6日午前6時に道から陸上自衛隊北部方面総監部に対し、災害派遣要請を

行った。

要請日時	要請者	派遣元	派遣先	撤収日時
9/6 6:00	胆振総合振興局	第7師団	安平町、厚真町	10/14 23:00
9/6 6:00	胆振総合振興局	第7師団	むかわ町	10/14 23:00
9/6 9:35	根室振興局	第5旅団	根室市	9/6 11:44
9/6 9:30	石狩振興局	第11旅団	江別市	9/8 13:00
9/6 9:35	日高振興局	第7師団	平取町	10/14 23:00
9/6 9:35	日高振興局	第7師団	日高町	10/14 23:00
9/6 11:40	空知総合振興局	第11旅団	月形町	9/8 17:00
9/6 11:40	胆振総合振興局	第11旅団	室蘭市	9/7 16:30
9/6 13:30	胆振総合振興局	第11旅団	伊達市	9/7 19:12
9/6 08:00	石狩振興局	第11旅団	札幌市	9/10 14:30
9/6 20:00	石狩振興局	第7師団	千歳市	9/8 16:40
9/7 0:30	胆振総合振興局	第7師団	室蘭市、登別市	10/14 23:00
9/7 6:00	根室振興局	第5旅団	羅臼町	9/7 15:30
9/7 10:30	十勝総合振興局	第5旅団	帯広市	9/8 3:25
9/7 12:00	空知総合振興局	第11旅団	滝川市	9/8 18:00
9/8 9:00	空知総合振興局	第11旅団	月形町	9/8 17:00
9/8 13:00	石狩振興局	第11旅団	札幌市	9/11 21:00
9/11 14:55	胆振総合振興局	第11旅団	むかわ町	9/13

イ 緊急消防援助隊

平成30年9月6日午前6時10分に道から消防庁に派遣要請を行い、道外の消防機関が緊急消防援助隊として厚真町に派遣され、平成30年9月10日午後2時をもって、撤収した。緊急消防援助隊は消防組織法に基づき、消防庁からの指示または求めにより派遣される。

○ 派遣消防本部数：31消防本部 派遣期間：9月6日～9月10日(5日間)

	実数		延べ数		備考
	出動隊	出動人数	出動隊	出動人数	
陸上	179 隊	696 人	593 隊	2,268 人	7 都道県
航空	18 隊	131 人	49 隊	364 人	11 都道県
合計	197 隊	827 人	642 隊	2,632 人	

第2 災害対策体制

3 市町村の体制

地震に係る災害対応のほか、道内全域に及んだ大規模停電への対応も必要とされていたことから、全道179市町村のうち約8割の市町村において災害対策本部、避難所の設置等の体制を整備し、対応を行った。

(1) 災害対策本部等の設置状況

区分	市町村	設置日時	廃止日時	災害対策本部以外の体制
空知	夕張市	H30.9.6 7:00	H30.9.18 9:50	
	岩見沢市	H30.9.6 4:05	H30.9.8 16:40	
	美唄市	H30.9.6 7:00	H30.9.9 12:00	
	芦別市※	H30.9.6 8:00	H30.9.8 9:00	情報連絡会議
	赤平市	H30.9.6 7:00	H30.9.6 16:25	
	赤平市※	H30.9.6 16:25	H30.9.8 8:00	赤平市災害対策連絡会議
	三笠市	H30.9.6 3:45	H30.9.20 17:00	
	滝川市	H30.9.6 12:00	H30.9.19 15:30	
	砂川市	H30.9.6 3:26	H30.9.11 12:30	
	歌志内市	H30.9.6 14:30	H30.9.13 17:15	
	南幌町	H30.9.6 3:08	H30.9.8 12:45	
	奈井江町	H30.9.6 5:25	H30.9.14 16:30	
	上砂川町	H30.9.6 3:15	H30.9.10 17:00	
	長沼町	H30.9.6 3:30	H30.9.8 17:00	
	栗山町※	H30.9.6 3:35	H30.9.8 6:55	災害対策連絡会議
	月形町	H30.9.6 15:00	H30.9.10 10:30	
	浦臼町	H30.9.6 7:00	H30.9.8 12:00	
	新十津川町	H30.9.6 4:45	H30.9.8 10:45	
	妹背牛町	H30.9.6 5:00	H30.9.6 16:00	
	秩父別町	H30.9.6 9:00	H30.9.7 9:00	
雨竜町	H30.9.6 3:30	H30.9.8 7:00		
北竜町	H30.9.6 8:30	H30.9.7 9:05		
沼田町	H30.9.6 4:00	H30.9.7 20:25		
石狩	札幌市	H30.9.6 3:08	H31.1.31 17:15	
	江別市	H30.9.6 3:25	H30.9.13 17:30	
	千歳市	H30.9.6 3:22	H30.9.20 16:00	
	恵庭市	H30.9.6 3:08	H30.9.12 16:05	
	北広島市	H30.9.6 4:00	未廃止	

第2 災害対策体制

区分	市町村	設置日時	廃止日時	災害対策本部以外の体制
	石狩市	H30.9.6 3:20	H30.9.10 15:00	
	当別町	H30.9.6 4:25	H30.9.7 16:35	
	新篠津村	H30.9.6 3:27	H30.9.6 6:42	
後志	小樽市	H30.9.6 3:30	H30.9.10 9:20	
	黒松内町	H30.9.6 10:30	H30.9.8 8:30	
	蘭越町	H30.9.6 15:00	H30.9.7 8:00	
	ニセコ町	H30.9.6 6:03	H30.9.7 12:00	
	留寿都村※	H30.9.6 3:40	H30.9.8 14:49	情報連絡部
	倶知安町	H30.9.6 5:22	H30.9.7 9:00	
	仁木町※	H30.9.6 8:30	H30.9.7 9:30	災害警戒本部
	余市町※	H30.9.6 3:20	H30.9.7 9:40	緊急幹部会議
	赤井川村	H30.9.6 3:40	H30.9.7 8:00	
胆振	室蘭市	H30.9.6 4:45	H30.9.8 14:15	
	苫小牧市	H30.9.6 4:05	H30.12.1 0:00	
	苫小牧市※	H30.12.1 0:00	H30.12.31	情報連絡体制
	登別市	H30.9.6 4:00	H30.9.8 9:20	
	登別市※	H30.9.8 9:20	H30.9.10 9:00	災害対策部
	伊達市	H30.9.6 4:30	H30.9.8 9:30	
	豊浦町	H30.9.6 9:30	H30.9.10 10:00	
	白老町	H30.9.6 3:20	H30.9.8 8:30	
	厚真町	H30.9.6 3:15	H30.12.28 16:00	
	厚真町※	H30.12.28 16:00	未廃止	厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部
	安平町	H30.9.6 3:40	R3.3.31	
	むかわ町	H30.9.6 3:40	H31.1.31 9:00	
	むかわ町※	H30.10.9 9:00	未廃止	復興推進プロジェクトチーム
日高	日高町	H30.9.6 3:15	H30.9.21 17:00	
	平取町	H30.9.6 3:35	H30.9.18 9:00	
	新冠町	H30.9.6 3:20	H30.9.8 21:00	
	新ひだか町	H30.9.6 3:30	H30.9.11 12:00	
渡島	函館市	H30.9.6 3:08	H30.9.8 12:00	
	北斗市※	H30.9.6 3:20	H30.9.7 22:00	増員配置
	松前町※	H30.9.6 9:00	H30.9.8 11:00	増員配置（災害連絡室）

第2 災害対策体制

区分	市町村	設置日時	廃止日時	災害対策本部以外の体制
	福島町	H30.9.6 5:30	H30.9.10 8:00	
	木古内町	H30.9.6 8:30	H30.9.7 4:30	
	七飯町	H30.9.6 7:00	H30.9.7 10:00	
	鹿部町※	H30.9.6 3:40	H30.9.9 17:30	災害情報連絡室
	森町※	H30.9.6 3:56	H30.9.7 22:35	災害情報連絡室
檜山	江差町	H30.9.6 6:30	H30.9.7 21:45	
	上ノ国町	H30.9.6 13:00	H30.9.7 21:30	
	厚沢部町※	H30.9.6 3:15	H30.9.8 8:30	災害対策連絡本部
	乙部町	H30.9.6 3:10	H30.9.8 12:00	
	今金町	H30.9.6 3:30	H30.9.8 9:00	
	せたな町	H30.9.6 14:00	H30.9.8 8:30	
上川	旭川市	H30.9.6 6:00	H30.9.10 19:20	
	士別市	H30.9.6 7:00	H30.9.7 23:55	
	名寄市	H30.9.6 6:30	H30.9.8 8:00	
	幌加内町	H30.9.6 11:30	H30.9.8 8:30	
	鷹栖町	H30.9.6 16:45	H30.9.7 16:30	
	東神楽町	H30.9.6 5:00	H30.9.7 19:00	
	当麻町	H30.9.6 5:35	H30.9.7 15:00	
	上川町	H30.9.6 5:00	H30.9.6 11:40	
	東川町	H30.9.6 4:00	H30.9.7 21:00	
	美瑛町	H30.9.6 14:00	H30.9.11 12:00	
	中富良野町	H30.9.6 3:40	H30.9.8 9:20	
	南富良野町※	H30.9.6 8:30	H30.9.10 15:00	対策会議
	占冠村※	H30.9.6 4:00	H30.9.6 13:30	災害対策連絡会議
	和寒町	H30.9.6 5:48	H30.9.8 7:00	
	剣淵町	H30.9.6 7:00	H30.9.7 9:00	
	美深町	H30.9.6 9:30	H30.9.9 13:30	
中川町	H30.9.6 14:45	H30.9.10 9:20		
留萌	留萌市	H30.9.6 7:30	H30.9.6 17:20	
	留萌市※	H30.9.6 4:00	H30.9.7 20:00	臨時災害対策部
	増毛町	H30.9.6 8:30	H30.9.7 20:00	
	小平町※	H30.9.6 —	H30.9.8 —	第一非常配備
	羽幌町	H30.9.6 13:30	H30.9.7 9:00	

区分	市町村	設置日時	廃止日時	災害対策本部以外の体制
	天塩町	H30.9.6 6:30	H30.9.7 20:00	
宗谷	稚内市	H30.9.6 10:00	H30.9.12 15:40	
	幌延町	H30.9.6 14:10	H30.9.7 20:00	
	猿払村	H30.9.6 8:30	H30.9.8 8:30	
	浜頓別町	H30.9.6 13:00	H30.9.7 21:00	
	中頓別町	H30.9.6 13:00	H30.9.8 8:30	
	枝幸町	H30.9.6 6:00	H30.9.8 7:00	
	豊富町	H30.9.6 5:00	H30.9.8 9:55	
オホーツク	北見市	H30.9.6 6:25	H30.9.8 9:40	
	網走市	H30.9.6 6:15	H30.9.8 9:30	
	紋別市	H30.9.6 10:30	H30.9.8 8:00	
	美幌町	H30.9.6 9:00	H30.9.10 10:35	
	清里町	H30.9.6 8:00	H30.9.8 12:00	
	小清水町	H30.9.6 14:00	H30.9.7 23:20	
	訓子府町※	H30.9.6 6:00	H30.9.8 9:00	災害警戒本部
	置戸町	H30.9.6 9:00	H30.9.8 8:40	
	佐呂間町	H30.9.6 8:30	H30.9.7 22:30	
	遠軽町	H30.9.6 13:00	H30.9.8 8:00	
	湧別町	H30.9.6 7:30	H30.9.7 22:00	
	滝上町	H30.9.6 4:55	H30.9.7 14:28	
	西興部村※	H30.9.6 3:30	H30.9.8 11:30	増員配置
	雄武町	H30.9.6 8:30	H30.9.7 22:30	
	大空町	H30.9.6 7:00	H30.9.8 8:20	
大空町※	H30.9.8 8:20	H30.9.10 9:10	平成30年北海道胆振東部地震 災害警戒本部	
十勝	帯広市	H30.9.6 13:30	H30.9.10 14:00	
	士幌町	H30.9.6 16:00	H30.9.10 10:00	
	上士幌町	H30.9.6 14:30	H30.9.10 9:20	
	鹿追町※	H30.9.6 13:00	H30.9.8 —	停電による対応室
	新得町※	H30.9.6 —	H30.9.10 —	地震による停電に関する連絡会議
	清水町	H30.9.6 5:00	H30.9.8 12:00	
	芽室町	H30.9.6 4:15	H30.9.6 17:00	
	中札内村※	H30.9.6 3:30	H30.9.8 8:00	災害支援・連絡体制

第2 災害対策体制

区分	市町村	設置日時	廃止日時	災害対策本部以外の体制
	大樹町	H30.9.6 3:45	H30.9.8 7:00	
	広尾町※	H30.9.6 3:30	H30.9.8 6:00	停電対策本部
	幕別町※	H30.9.6 4:37	H30.9.8 10:05	第1種非常配備体制
	池田町※	H30.9.6 3:45	H30.9.8 21:00	災害対策部
	豊頃町※	H30.9.6 —	H30.9.7 —	増員配置
	本別町	H30.9.7 18:00	H30.9.9 8:13	
	浦幌町	H30.9.6 13:30	H30.9.8 3:00	
釧路	釧路市	H30.9.6 8:30	H30.9.8 10:30	
	釧路市※	H30.9.6 3:07	H30.9.14 16:35	災害警戒本部・災害警戒地域本部
	釧路町	H30.9.6 7:00	H30.9.7 20:13	
	厚岸町	H30.9.6 8:30	H30.9.7 7:00	
	厚岸町※	H30.9.7 7:00	H30.9.8 12:00	災害対策連絡本部
	浜中町※	H30.9.6 3:09	H30.9.8 7:00	災害対策連絡体制
	標茶町※	H30.9.6 5:38	H30.9.10 8:45	災害対策会議
	弟子屈町※	H30.9.6 6:30	H30.9.7 22:40	災害警戒本部
	鶴居村※	H30.9.6 15:30	H30.9.7 9:15	災害警戒本部
	白糠町※	H30.9.6 3:30	H30.9.8 9:00	災害警戒本部
根室	根室市	H30.9.6 6:14	H30.9.8 7:30	
	別海町※	H30.9.6 3:20	H30.9.8 12:00	警戒体制
	中標津町	H30.9.6 5:00	H30.9.8 7:00	
	中標津町※	H30.9.8 7:00	H30.9.14 17:15	第1非常配備
	標津町	H30.9.6 18:00	H30.9.7 22:30	
	羅臼町※	H30.9.6 16:00	H30.9.7 23:00	停電対策本部
合計 (139市町村)				

※ 災害対策本部以外の体制が改組等により複数ある場合は、最初に整備した体制名を記載している。

注 正確な時刻が不明なものについては日付のみ記載し、時刻欄には「—」と記載している。

(2) 避難指示(緊急)の発令状況

振興局	市町村	地区	対象世帯数	対象人数	発令日時		解除日時		理由
胆振	厚真町	東和	1世帯	3人	H30.9.11	14:00	H30.9.18	18:00	土砂災害の危険性のため
		宇隆	2世帯	5人	H30.9.11	14:00	H30.9.18	18:00	土砂災害の危険性のため
		新町	2世帯	3人	H30.9.13	17:00	H30.10.13	9:00	土砂災害の危険性のため
		新町	3世帯	4人	H30.9.13	12:56	H30.10.14	9:00	土砂災害の危険性のため
		吉野	8世帯	15人	H30.9.23	18:00	H30.11.8	9:00	土砂災害の危険性のため
	安平町	早来北進	14世帯	30人	H30.9.6	6:45	H30.10.2	8:00	崖崩れの恐れあり(区域縮小)
		上記の一部	5世帯	7人	H30.10.4	10:00	H30.11.16	13:00	崖崩れの恐れあり(区域縮小)
		上記の一部	4世帯	5人	H30.11.16	13:00	H31.3.4	13:00	崖崩れの恐れあり
		早来北進	11世帯	22人	H30.9.7	14:00	H30.10.2	8:00	のり面に亀裂が生じているため(区域縮小)
		上記の一部	18世帯	29人	H30.10.5	11:00	H31.2.25	13:00	斜面に亀裂が有り、崩落の恐れ
		上記の一部	6世帯	17人	H31.2.25	13:00	R2.2.13		斜面に亀裂が有り、崩落の恐れ(区域縮小)
		早来大町	10世帯	21人	H30.9.7	17:15	H30.9.16	6:00	斜面に亀裂が有り、崩落の恐れ
		追分柏が丘	11世帯	18人	H30.9.7	18:42	H30.12.17	8:30	斜面に亀裂が有り、崩落の恐れ
		上記の一部	7世帯	15人	H30.12.17	8:30	R2.2.13		斜面に亀裂が有り、崩落の恐れ
		追分柏が丘	13世帯	26人	H30.9.7	19:45	H30.10.2	8:00	土砂崩れの可能性
		早来瑞穂	4世帯	9人	H30.9.7	20:00	H30.9.14	17:00	ため池増水による越水の危険
		追分緑が丘	2世帯	4人	H30.9.9	9:40	H30.9.20	17:00	土砂崩れの危険性があるため
		追分本町	12世帯	15人	H30.9.9	11:54	H30.9.26	8:00	土砂崩れの危険性があるため
		追分花園	1世帯	3人	H30.9.9	13:47	H30.9.20	17:00	土砂崩れの危険性があるため
		むかわ町	二宮	2世帯	4人	H30.9.9	17:05	H30.9.25	9:45
日高	日高町	富川南2丁目の一部	53世帯	95人	H30.9.9	11:30	H30.9.16	14:00	土砂災害のおそれ
石狩	北広島市	大曲並木	35世帯	65人	H30.9.6	6:37	H30.9.10	8:45	土砂災害警戒のため

(3) 避難勧告の発令状況

振興局	市町村	地区	対象世帯数	対象人数	発令日時		解除日時		理由
胆振	厚真町	新町	7世帯	17人	H30.9.9	16:00	H30.10.8	9:00	土砂災害の危険性のため
		新町	2世帯	3人	H30.9.13	12:56	H30.10.11	8:00	土砂災害の危険性のため
	むかわ町	穂別栄	3世帯	9人	H30.9.6	18:25	H30.9.12	17:00	土砂崩れによる河川の閉塞のため
		穂別	14世帯	36人	H30.9.7	12:30	H30.9.16	16:45	土砂災害のおそれ(一部地域の解除)
		上記の一部	12世帯	25人	H30.9.16	16:45	H30.9.22	9:45	崖崩れの恐れあり
	安平町	東早来	15世帯	36人	H30.9.7	15:00	H30.9.13	11:00	地盤が緩く、土砂災害の恐れ
		早来新栄	5世帯	18人	H30.9.7	15:00	H30.9.13	11:00	地盤が緩く、土砂災害の恐れ
		早来富岡	3世帯	8人	H30.9.7	15:00	H30.9.13	11:00	地盤が緩く、土砂災害の恐れ
		早来栄町	23世帯	23人	H30.9.7	15:00	H30.9.8	8:00	地盤が緩く、土砂災害の恐れ
		追分緑が丘	13世帯	20人	H30.9.7	15:00	H30.9.26	8:00	地盤が緩く、土砂災害の恐れ(一部地域の解除)
上記の一部		11世帯	17人	H30.9.26	8:00	H31.3.4	13:00	土砂災害のおそれ	
早来守田		8世帯	20人	H30.9.11	16:00	H30.9.24	8:00	土砂崩れのおそれがあるため	
早来緑丘	2世帯	12人	H30.9.11	16:00	H30.9.24	8:00	土砂崩れのおそれがあるため		
日高	平取町	振内地区	1世帯	1人	H30.9.9	14:00	H30.9.13	9:00	土砂災害のおそれ(避難指示から変更)
	日高町	富川地区	259世帯	637人	H30.9.7	15:30	H30.9.11	10:00	土砂災害のおそれ
		平賀	168世帯	371人	H30.9.7	15:30	H30.9.16	14:00	土砂災害のおそれ
		緑町の一部	47世帯	571人	H30.9.7	15:30	H30.9.11	10:00	土砂災害のおそれ
		豊郷	150世帯	334人	H30.9.7	15:30	H30.9.11	10:00	土砂災害のおそれ
		庫富	85世帯	169人	H30.9.7	15:30	H30.9.11	10:00	土砂災害のおそれ
広富	37世帯	70人	H30.9.7	15:30	H30.9.11	10:00	土砂災害のおそれ		

第2 災害対策体制

(4) 避難所の設置状況

市町村	地区	避難所	開設	閉鎖	市町村別 最大避難者数	備考
由仁町		健康元気づくり館	9/6 06:30	9/11 13:00	3	自主避難
砂川市		総合体育館	9/6 10:45	9/8 10:00	16	自主避難
		空知太小学校	9/6 10:45	9/7 23:00		自主避難
		公民館	9/6 10:45	9/7 23:00		自主避難
上砂川町		町民センター	9/6 07:15	9/8 08:45	0	自主避難
		鶴本町生活館	9/6 07:15	9/6 17:00		自主避難
		中央ふれあいセンター	9/6 07:15	9/6 17:00		自主避難
三笠市		幾春別市民センター	9/6 11:30	9/8 09:30	8	自主避難
		岡山市民センター	9/6 11:30	9/7 21:00		自主避難
		三笠市民センター	9/6 11:30	9/7 21:00		自主避難
		山の手市民センター	9/6 11:30	9/7 21:00		自主避難
		美園市民センター	9/6 11:30	9/7 21:00		自主避難
		幌内市民センター	9/6 11:30	9/7 21:00		自主避難
		唐松市民センター	9/6 11:30	9/7 21:00		自主避難
長沼町		総合保健福祉センターりふれ	9/6 05:00	9/8 09:00	56	自主避難
		町民会館	9/6 05:00	9/6 16:00		自主避難
栗山町		スポーツセンター	9/6 06:00	9/8 10:00	12	自主避難
		南部公民館	9/6 06:00	9/8 10:00		自主避難
		カルチャープラザEki	9/6 06:00	9/8 06:00		自主避難
		児童センター	9/6 06:00	9/7		自主避難
		総合福祉センター	9/6 06:00	9/8 06:00		自主避難
		中里団地集会所	9/6 06:00	9/8 06:00		自主避難
		栗山中学校	9/6 06:00	9/6 13:00		自主避難
		角田小学校	9/6 06:00	9/7		自主避難
		円山地域文化センター	9/6 06:00	9/8 06:00		自主避難
		栗山小学校	9/6 06:00	9/8 06:00		自主避難
		ふれあいプラザ	9/6 06:00	9/8 06:00		自主避難
		栗山高等学校	9/6 06:00	9/8 06:00		自主避難
		ふじ団地集会所	9/6 06:00	9/8 06:00		自主避難
		北海道介護福祉学校	9/6 06:00	9/7		自主避難
	芦別市		継立小学校	9/6 06:00		9/7
		頼城多目的研修センター	9/6 17:20	9/8 09:00	自主避難	
浦臼町		総合福祉センター	9/6 17:20	9/8 09:00	0	自主避難
岩見沢市		浦臼町ふるさと活性化センター	9/6 08:43	9/8 07:30	123	自主避難
		第一小学校	9/6 05:21	9/8 10:00		自主避難
		東光中学校	9/6 05:25	9/8 10:00		自主避難
		岩見沢小学校	9/6 05:34	9/8 10:00		自主避難
		日の出小学校	9/6 05:31	9/8 10:00		自主避難
		志文小学校	9/6 05:25	9/8 10:00		自主避難
		幌向総合コミュニティセンターほつとかん	9/6 12:33	9/8 16:40		自主避難
		美流渡中学校	9/6 05:45	9/8 10:00		自主避難
		北村支所	9/6 05:30	9/8 16:40		自主避難
		栗沢支所	9/6 05:30	9/8 10:00		自主避難
滝川市		豊中学校	9/6 05:50	9/6 12:33	90	自主避難
		朝日コミュニティ交流センター	9/6 05:30	9/6 17:30		自主避難
		滝川市東滝川地区転作研修センター	9/6 15:00	9/8 12:00		自主避難
新十津川町		滝川市農村環境改善センター	9/6 15:00	9/8 12:00	50	自主避難
		滝川市スポーツセンター	9/6 15:00	9/8 12:00		自主避難
		花川区自治会館	9/6 07:00	9/7 12:00		自主避難
		大和区自治会館	9/6 07:00	9/7 23:30		自主避難
		橋本区自治会館	9/6 07:00	9/7 23:30		自主避難
		みどり区自治会館	9/6 07:00	9/7 23:30		自主避難
		菊水区自治会館	9/6 07:00	9/7 23:30		自主避難
		中央区自治会館	9/6 07:00	9/7 23:30		自主避難
	文京区自治会館	9/6 07:00	9/7 23:30	自主避難		
	吉野地区活性化センター	9/6 07:00	9/7 23:30	自主避難		
	弥生区自治会館	9/6 07:00	9/7 23:30	自主避難		